

高千穂町公設光ファイバー及び関連設備の民間譲渡事業者選定
公募型プロポーザル仕様書

令和8年7月

高千穂町役場 企画観光課

1. 事業内容

(1) 整備方式：公設既存設備活用・民設民営一部負担方式

本町が既に整備した光ファイバー網等の通信基盤設備を活用し、ケーブルテレビ事業を含めた通信サービスを継続する。加えて、電気通信事業者による民設民営方式により必要な機器や機能を増強・更新し、本町がその整備費用の一部を補助する。

(2) 整備後の運用方針

整備された施設および既存設備をあわせて、事業者が一体的に運用・管理する。なお原則として、IRU（設備利用権）による運用期間は令和9年4月1日から令和10年3月31日までとし、令和10年4月1日より完全な民間移行とする。完全民間移行後は、運営費、災害対策・復旧費、維持管理費、機器更新等の経費は整備事業者が負担する。加入促進も事業者の責任で行うものとする。

(3) サービス提供

現状の通信サービス（映像・通信）と同等以上のサービス提供をすること。

対象地域は、町内全域。ただし、整備対象外地域への事業者独自整備は妨げない。

(4) 事業期間

整備事業は令和9年度当初予算により実施される予定であり、完了時期は原則令和10年3月31日とする。

2. 国の補助事業に係る要件

本事業では、総務省が実施する次の2つの補助制度を活用する。

- 高度無線環境整備推進事業
- ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

これらの制度を前提とし、以下の要件を満たすこと。

- (1) 本町にとって有利な提案であること。
- (2) 補助申請は令和9年度当初予算により行うこと。
- (3) 事業費・補助額・対象設備を明示すること。
- (4) 補助金交付に関する申請は速やかに行うこと。

3. 民間譲渡に関する事業費

民間譲渡に関する本町の事業費負担額及び民間譲渡後の負担額については、本町にとって有利な提案内容であることとし、継続的な事業運営が可能であることを十分に考慮し提案すること。また、事業費見積書は任意の様式とするが、各費用の内訳について明示すること。

4. 企画提案書の記載要領

「高千穂町公設光ファイバー及び関連設備の民間譲渡事業者選定公募型プロポーザル実施要領」6(2)「評価基準及び配点」に記載の各項目に従い企画提案書を提出すること。様式は任意とする。なお、各項目については、以下に沿うものとし、具体的かつ実現性のある提案を行うこと。

(1) 企画提案書内容

1	会社概要及び提供実績	- 企業情報（会社名、事業内容など） - これまでのブロードバンドサービスの提供実績 - これまでのケーブルテレビ提供実績
2	提案に関する基本方針	- 民間譲渡事業における基本的な考え方、取組方針 - 民間移行スケジュールについて
3	サービス内容	- 光ブロードバンドサービスは住民ニーズにあった適切な料金プランになっているか - ケーブルテレビサービスも承継した提案になっているか - 利用者が任意に選択できるオプションサービスがあるか - 個人や企業向けのセキュリティ対策のサービスは十分か - インターネットサービスに限らず多様なサービスが提供できるか
4	利用者サポート	- サポート体制は地域密着型の体制がとれるか - 利用者サポート体制（窓口や連絡体制など） - 故障時のサポート体制（窓口や対応体制など） - 利用者の初期投資を抑えられた加入促進策はあるか
5	設備の信頼性	- 上位回線冗長化対策は図れるか - ネットワークのセキュリティ対策は万全か
6	保守体制・災害復旧能力	- 設備の維持・保守は現行以上の体制がとれるか - 災害発生時の復旧対応は迅速に行えるか
7	設備更新方針	- 設備更改の基本方針 - 設備更改スケジュール
8	費用	- 民間譲渡事業における自治体負担額は妥当か - 民間譲渡後の運用における自治体負担額は適切か
9	将来性	- 将来の情報通信技術革新への対応や取組 - 住民サービス向上や自治体との継続的な連携への取組

(2) 作成条件

- ① A4 横書き、ファイル綴じ、目次・ページ番号付き
- ② わかりやすい日本語で記載、図表・注釈を適宜使用

5. 関係法令等の適用、遵守

本事業は、電気通信事業法その他関係法令の適用を受けるとともに、これを遵守しなければならない。

6. 担当部署

〒882-1192 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地
高千穂町役場 企画観光課 広報係（担当：甲斐）

TEL：0982-73-1207 FAX：0982-73-1234

E-mail：hikari@town-takachiho.jp